

**噛むカムチェックガムを用いた
8020普及啓発推進事業 実施要綱
(令和6年5月22日改定版)**

公益財団法人8020推進財団

1 目的

8020運動の推進、歯の健康保持に対する関心を高める一環として、噛むカムチェックガムを配布することで噛むことの大切さを伝えるとともに周知を図り、口腔機能についての普及啓発を進め、本事業による事後評価・情報収集を行うことを目的として実施する。

2 事業の実施主体

公益財団法人8020推進財団

3 事業の実施協力機関

協力可能な都道府県歯科医師会、郡市区歯科医師会
学校及び市区町村の保健センター等

4 事業内容

この事業の内容は以下のとおりとする。

- 1) 噛むことの重要性を周知（噛むカムチェックガムの配布）
- 2) 同ガムの使用に基づく普及啓発効果の把握のためのデータ収集
- 3) その他必要とされる啓発事業

5 事業の詳細

- 1) 公益財団法人8020推進財団（以下「本財団」と記載）は、噛むカムチェックガムの調達を行い、原則年1回、予算の範囲で配布事業を行う。
- 2) 実施協力機関である都道府県歯科医師会（郡市区歯科医師会）・学校・市区町村の保健所センター等は噛むカムチェックガムを用いて「噛むこと」の普及啓発を行う。
- 3) 噛むカムチェックガムによる事業では、原則、参加者本人がスマートフォン若しくはPCを用いて「噛むカムチェックガムナビゲーター」にアクセスして直接アンケートに回答いただく。回答内容は直接、本財団に転送される。



< 噛むカムチェックガムナビゲーターQRコード >

- 4) 別紙アンケート用紙（本財団HPに掲載・HPより提出可能）を用いる場合、事業実施者が回答するものとする。事業実施者はアンケート用紙を集計し本財団にまとめて提出する。
- 5) 実施協力機関は別紙報告様式により事業を、実施した翌年度8月末までに実績について結果報告を行うものとする。
- 6) その他事業として口腔状況診査を行うこととする場合には、診査の方法は、厚生労働省の「歯周病検診マニュアル2015」（令和6年1月26日現在「歯周病検診マニュアル2023」に改定作業中）を参考に行うものとする。

6 その他

- 1) 令和5年度からは、都道府県歯科医師会の要請数に基づき、「噛むカムチェックガム」を配布する。
別途、学校・市区町村の保健センター等には事前の申請内容（実施内容）を財団で確認の上、適宜必要数の「噛むカムチェックガム」を配布する。なお、予定配布数を上回った場合には先着順とする。申請条件（応募資格者）については別紙を参照。
- 2) 各都道府県歯科医師会は郡市区歯科医師会や市区町村が都道府県歯科医師会との共同事業等に、おいて使用を希望する場合には、各都道府県歯科医師会内で取り纏め、財団が配布した噛むカムチェックガムの範囲内で配布調整を行う。
- 3) 噛むカムチェックガムの調達費用と本財団から都道府県歯科医師会若しくは実施協力機関への直接発送費用は、本財団が負担する。
- 4) 噛むカムチェックガムを使用する際には、実施に際して歯科医師・歯科衛生士・保健師等が安全な環境を確保した上で、実施するものとする。
併せて、下記に該当する方に関しては歯科医師に相談すること。
 - ・入れ歯を使用している方
 - ・現在、矯正装置が入っている方
 - ・噛むときに痛み（歯あるいは顎関節等）がある方
 - ・小学生未満の幼児
- 5) 本啓発事業は、本財団より配布する本実施要綱、歯科医師用手引き等を参考に行うこととし、噛むカムチェックガムの使用方法等は、本財団のHPに掲載している使用方法、判定表若しくはナビゲーター

に基づき対応する。

- 6) 万一、本事業に使用するガムで生じた事故等が発生し、本財団が参加者に対し負う損害賠償等が認められる際は、必要に応じて協議を行い解決に努める。ただし、参加者の故意または重過失のある場合を除く。